流通備蓄に関する大阪府医薬品卸協同組合のご見解

- 1 日 時 平成28年7月26日(火)午前11時00分~11時45分
- 2 場 所 大阪府医薬品卸協同組合 2階会議室
- 3 出席者 大阪府医薬品卸協同組合 流通改善委員会 委員

同 事務局

(説明者 大阪府 健康医療部 保健医療室 医療対策課 感染症グループ)

4 内容

○大阪府医薬品卸協同組合の流通改善委員会に出席し、大阪府における抗インフルエンザウイルス 薬の備蓄について、経過及び現状を説明。

(大阪府)

・流通備蓄をもっと活用できないかという点を検討中。本府に協力していただくことは可能か。

(委員)

- ・府の提案趣旨は十分に理解している。
- ・しかし、以下の理由により協力は難しい。
 - (1) 卸は広域化しているので、<u>近畿においても1~2ヶ所の高度化した物流センターに医薬品を在庫しており、府県毎に在庫を分けているわけではない</u>。
 - ◆新フルの大流行など、実際に薬剤が必要になった場合、**大阪府分のみの薬剤確保を保 障することはできない。**
 - (2) 流通備蓄の活用について、特定の地域(大阪府)だけを特別扱いすることは、他の自治 体への説明が困難。
 - ◆大阪府の事情のみで流通在庫に制限をかけることはできない。
 - (3) 品質管理や物流効率化の観点から、昨年度実績や今年度の流行予測等を踏まえ、<u>極力在</u> **庫を少なくしている。**
 - ◆備蓄活用に回す余裕はない状況にある。実際、流通在庫は通常 0.4~0.6 か月分のみ。 さらなる薬の供給が必要になれば、メーカに発注して迅速対応することとしている。
- ・なお、我々も社会的責務を果たさなければならない点は認識しており、仮に、大阪府に新型インフルエンザが発生するなど、緊急の事態が生じた場合、近隣府県も含めて全国から薬を集めるなど、できる限りの支援はさせていただくつもりである(実際、熊本地震の際にも、被災地に薬を供給した)。